

生駒市医療機関等物価高騰対策給付金 Q&A

目次

1. 給付金の交付対象施設について

- Q.1 休業中の事業所は、交付対象施設に含まれるか。
- Q.2 令和4年度中に廃業または休業を予定している事業所は、交付対象施設に含まれるか。
- Q.3 事業所が生駒市内にあるものの、法人所在地が生駒市内にない場合、申請できるか。
- Q.4 市内の違う住所地で同じ種類のサービスを実施している場合は、別々に申請できるか。
- Q.5 複数の事業所を運営している場合の申請は、事業所ごとか、法人単位での申請になるのか。
- Q.6 複数の事業所を運営している場合、事業所単位で交付を受けられるのか、運営する事業所の中から1つ交付対象を選択し、その分しか受給できないのか。
- Q.7 特別養護老人ホーム等と同一敷地内にある診療所について、給付金の対象となるか。
- Q.8 同じ建物内で、複数の事業所を運営している場合、事業所単位で交付を受けられるのか。
- Q.9 施術所は給付金の対象となるのか。
- Q.10 事業所の営業実態はどのように確認するのか。

2. 給付金の申請について

- Q.11 申請の受付期間はいつまでか。また、給付金の交付はいつか。
- Q.12 申請書類はどこで入手できるのか。
- Q.13 給付金の振込口座は、どの口座を指定すればよいのか。

3. 申請書類について

- Q.14 申請書類は何か必要か。
- Q.15 光熱費等増加の証拠書類を提出する必要はあるか。
- Q.16 光熱費等とは、どのような費用か。ガソリンを含むことができるのか。
- Q.17 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。
- Q.18 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。
- Q.19 申請後、記載漏れや表記誤りなど申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。
- Q.20 申請書類はどのように提出するのか。
- Q.21 提出期限はいつか。
- Q.22 申請書類に押印は必要か。

4. その他

- Q.23 交付された給付金の用途制限は。
- Q.24 申請書類の到着確認や審査状況、交付日等を問い合わせたい。
- Q.25 同様の趣旨の給付金を他団体(国、県等)から受けている、又は受ける予定があるが、この給付金を受給することはできるか。
- Q.26 本給付金の税金上の取り扱い。課税対象となるか。

1. 給付金の交付対象施設について

Q.1 休業中の事業所は、交付対象施設に含まれるか。

令和4年12月1日時点で休業中の施設は対象となりません。

Q.2 令和4年度中に廃業または休業を予定している事業所は、交付対象施設に含まれるか。

令和4年度中に廃業または休業を予定している事業所は交付対象となりません。

Q.3 事業所が生駒市内にあるものの、法人所在地が生駒市内にない場合、申請できるか。

法人所在地が生駒市外であっても、生駒市内を所在地とする事業所が存在する場合、当該事業所分については交付対象となります。

ただし、市外に所在する施設分については、本給付金の対象外であり、申請いただけません。

Q.4 市内の違う住所地で同じ種類のサービスを実施している場合は、別々に申請できるか。

住所地が違う場合は、同じ区分内であっても合算できます。

申請は、1法人につき1回限りとなりますので、市内の対象事業所の漏れがないように申請をお願いします。

Q.5 複数の事業所を運営している場合の申請は、事業所ごとか、法人ごとでの申請になるのか。

法人が運営する施設をとりまとめて1回で申請してください。交付申請書は、法人ごとでの申請が可能のように、1枚に運営する施設を複数記入することができるようにしています。

記入欄が足りない場合は、申請書兼請求書を複写するか別紙に同様の内容を記入していただき、一緒に提出してください。

Q.6 複数の事業所を運営している場合、事業所ごとで交付を受けられるのか、運営する事業所の中から1つ交付対象を選択し、その分しか受給できないのか。

事業所ごとの交付になります。

例えば、A法人が病院と訪問看護ステーションを運営している場合、病院と訪問看護ステーションどちらの交付も受けられます。

Q.7 特別養護老人ホーム等と同一敷地内にある診療所について、給付金の対象となるか。

施設関係者だけでなく、広く一般市民に対しても診療を行っている場合は、交付対象となります。

Q.8 同じ建物内で、複数の事業所を運営している場合、事業所単位で交付を受けられるのか。

交付対象事業所に該当しており、本要綱の表に記載されている事業者区分が違えば事業所ごとに申請可能です。

なお、1法人が要綱の表に記載されていない事業(高齢者福祉施設や障がい福祉施設)を運営している場合、事業所ごとに光熱費等が計上されていれば、両方の給付金を受けることができます。

ただし、事業所ごとに光熱費等が計上されていない、または、按分が出来ない場合は、いずれかの給付金を申請してください。

Q.9 施術所は給付金の対象となるのか。

交付対象外となります。生駒市物価高騰対策給付金を受けられる場合がありますので、担当部署へお問い合わせください。

Q.10 事業所の営業実態はどのように確認するのか。

市(国保連合会)に請求等が出ているかどうかで判断します。

2. 給付金の申請について

Q.11 申請の受付期間はいつまでか。また、給付金の交付はいつか。

申請受付期間は、令和5年1月4日(水)～令和5年1月31日(火)としています。

給付金の交付は、審査を終えたものから順次行い、3月中旬には完了することを予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

Q.12 申請書類はどこで入手できるのか。

生駒市ホームページで公開していますのでホームページよりダウンロードしてください。

URL:<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000031452.html>

また、要綱等と合わせて送付している申請書兼請求書をご活用いただくことも可能です。

Q.13 給付金の振込口座は、どの口座を指定すればよいのか。

法人の場合は、法人名の口座をお願いします。個人事業主の場合は、事業所名の口座を記入してください。

3. 申請書類について

Q.14 申請書類は何が必要か。

以下の2種類の書類をご準備ください。

①生駒市医療機関等物価高騰対策給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)

②振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し

※預金通帳等の写し:通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分)の写し

※電子メールでの提出の場合は、写真データによる提出可。

Q.15 光熱費等増加の証拠書類を提出する必要はあるか。

提出の必要はありません。

ただし、光熱費等増加額を算定した計算メモ、電気・ガス代の領収書などの申請に係る令和3年度及び令和4年度の証拠書類は、給付金の交付年度の翌年から起算して5年間保存しておいてください。必要が生じた場合、提出をお願いすることがあります。

Q.16 光熱費等とは、どのような費用か。ガソリンを含むことができるのか。

電気・ガス代となります。

そのため、ガソリンについては今回の費用には含みません。

Q.17 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.18 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.19 申請後、記載漏れや表記誤りなど申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

生駒市役所 地域医療課にお問い合わせください。

<電話番号> 0743-74-1111(内線 2410、内線 2401)

<受付時間> 午前9時～午後5時(土日祝を除く)

Q.20 申請書類はどのように提出するのか。

生駒市役所 地域医療課へ郵送、持参、電子メールのいずれかの方法で提出をお願いします。

Q.21 提出期限はいつか。

提出方法により、以下のとおりとなります。

①電子メールの場合：令和5年1月31日（火）の受信分

②郵送の場合：令和5年1月31日（火）の消印有効

③持参の場合：令和5年1月31日（火）17時15分

Q.22 申請書類に押印は必要か。

給付金の申請にあたり、押印は必要ありません。

4. その他

Q.23 交付された給付金の用途制限は。

給付金は、光熱費等の物価高騰により交付するものであり、各事業所の運営にあたり、自由にご利用ください。なお、実績の報告等も不要です。

Q.24 申請書類の到着確認や審査状況、交付日等を問い合わせたい。

個別の進捗をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、地域医療課から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

Q.25 同様の趣旨の給付金を他団体(国、県等)から受けている、又は受ける予定があるが、この給付金を受給することはできるか。

他団体からの同趣旨の給付金の受給(予定を含む)の有無に関わらず、本給付金を受給することが可能です。ただし、本給付金を受給した場合に他の給付金を受けることができるか否かは、他の給付金の交付要件をご確認ください。

なお、生駒市物価高騰対策給付金等の生駒市が実施している同様の給付金を受けている、又は受ける予定がある場合は受給することはできません。

Q.26 本給付金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

この給付金は、税務上、益金(個人事業主の場合は総収入金額)に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。